

財団職員(臨時職員)による交通死亡事故について

平成30年12月16日(日)未明、当財団の臨時職員(21歳・男性)が、当財団有志の忘年会に2次会まで参加し、飲酒後に原動機付自転車を運転し、帰宅途中に交通自損事故を起こし死亡したとみられる事案が発生いたしました。

福岡市においては、官民あげて飲酒運転撲滅に向けての取り組みを進めている中で、当財団の臨時職員が飲酒後に原動機付自転車を運転し、死亡事故を起こしたとみられることは、大変、遺憾であり、福岡市民の皆さまに対して、心からお詫び申し上げます。

これまで、酒を飲んだら絶対にハンドルを握らないよう、機会あるたびに、職員に対し厳しく指導を行ってまいりましたが、臨時職員まで浸透していなかった事実を重く受け止め、今後、このようなことがないように、全職員をあげて不祥事の再発防止に全力で取り組んでまいります。

公益財団法人 ふくおか環境財団

理事長 川崎 日出雄